

子どもの家等事業に係る今後のあり方

○ 現行の運営方式の成果と課題を整理した上で、本市が必要とするサービス水準と運営手法について意見をいただくもの

別紙

1 現在の運営方式

- (1) 運営主体
 - ・地域活動者や保護者で構成する運営委員会がボランティアで運営
- (2) 地域の教育力
 - ・地域活動者が地域の教育力を生かしながら地域ぐるみの子育てを実施
- (3) 経費とサービス水準
 - ・条例等で定める最低基準等を満たしながらクラブ毎に判断・運営(開所日時, 入所基準, 保護者負担金 など)
- (4) 保育体制
 - ・指導員が自身の子育て経験や地域の特色を生かした保育支援を実施

2 現在の運営方式の成果

- (1) 運営主体
 - ・地域主体のボランティアが運営することにより、地域の教育力の向上につながっている。
 - ・各運営委員会が放課後子ども教室事業と一体的に運営しており、密接に連携している。
- (2) 地域の教育力
 - ・利用児童が地域の教育力により、健やかに育まれている。
 - ・地域の大人は地域ぐるみの子育てに貢献でき、生きがいに繋がっている。
- (3) 経費とサービス水準
 - ・就労形態や世帯構成など、地域により異なるニーズに対応できる。
 - ・家庭の事情(就労, 家族の介護, 離婚, 虐待等)に個別に配慮できる。
 - ・各子どもの家等が、必要な経費を考慮しながら、実情に応じた保護者負担金の金額を設定できる。
- (4) 保育体制
 - ・地元出身の指導員が家庭的な雰囲気の中、保育を実施している。

<参考> 運営委員等アンケート

- ・運営委員会会長の多くが、「子ども・子育て支援新制度」の導入に伴い、増加している業務や責任、担い手の確保に負担を感じている。
- ・保護者代表の運営委員の多くが、日中働きながら子どもの家等の運営に協力するための時間の確保に負担を感じている。また、役員として他の保護者や指導員への係わり方に負担を感じている。
- ・保護者代表の会計担当者の多くが、会計規模が拡大している中、その取り扱う現金の計算・管理に負担を感じている。
特に、会計担当者は、ボランティアによる責任や負担が大きいとの意見や、保護者が保護者負担金を管理するやりにくさなど、現行の運営方式の限界を主張する意見が、他の役職に比べ多い。
- ・会長や運営委員、会計担当者は、運営委員会への人材配置など、現行制度への支援による負担軽減を求める意見がある一方で、新たな主体による運営移管を求める意見がある。
- ・指導員は、「子ども・子育て支援新制度」の導入後、受け入れが増加している障がいを持つ児童や多様な価値観をもつ家庭への対応に負担を感じているとともに、求められる資質や知識が専門化・高度化する中、自らの処遇に不足を感じている

<参考> 利用者アンケート

- ・開設時間について、子どもの就学前に利用していた保育園と同様にすべての開設日で閉所時刻は19時まで、土曜日や学校休業時の開所時刻は朝7時からの開設を求めている。
- ・開設日について、子どもの就学前に利用していた保育園と同様に土曜日の開設を求めるとともに、現在休業日として定められている「学校夏期休暇中の6日間」の開設を求めている。
- ・入所基準について、子どもの就学前に利用していた保育園と同等の入所基準を求めているとともに、全子どもの家等で統一された基準を求めている。
- ・保護者負担金について、保護者の49%が「サービスは現状維持でよいので、保護者負担金も現状維持にしてほしい」と回答している一方で、それと同程度の46%の保護者が「サービスが拡充するならば、ある程度なら保護者負担金を増額してもよい」と回答している。
また、現在、保護者負担金が低廉に設定されている利用者ほど、増額してもよいと回答しており、月額7,000円以下の場合は増額してもよいと回答した割合が多く、月額7,000円を超える場合には現状維持がよいと回答した割合が多くなっている。
また、全市で保護者負担金の統一を求める声もある。

3 顕在化してきている問題

- (1) 運営主体
 - ① 地域のボランティアによる運営委員会
 - ・運営委員会が担う、運営判断や事務、会計処理、個人情報管理、児童の入退所の判断など、増加している責任や負担を、ボランティアが担うことは難しくなっている。
 - ・運営委員や会計担当など、後継者の確保が難しくなっており、事業の継続性に懸念がある。
 - ② 運営委員会によるサービスの提供
 - ・サービスを提供するのは運営委員会であり、運営委員会によってサービス内容に差があるとともに、その保育に関する知識や経験にも差がある。
 - ・ボランティアによる運営のため、市が必要とするサービス水準の確保に苦慮する運営委員会がある。
- (2) 地域の教育力
 - ・地域人材ではなく、指導員や保護者が運営を主導せざるを得ない運営委員会や、運営事務に忙殺される運営委員会など、本来の目的である地域の教育力を生かした保育がしにくい子どもの家等が出てきている。
- (3) 経費とサービス水準
 - ① 各子どもの家等間のサービスの差
 - ・本市実施要綱等において開設日時や入所判断について、一定の考え方を示している一方で、最終的な判断については、各子どもの家等が行うことから、受けられるサービスに差が生じている。
 - ・保護者負担金についても、同様に、各子どもの家等が独自に設定することになっていることから、その金額と受けられるサービスに不均衡が生じている。
 - ・なお、利用者は、通学する学校により通所する子どもの家等が決まり、選択の余地がないのにも関わらず、受けられるサービスと負担に差が生じている。
 - ② 保育園と子どもの家等間のサービスの差
 - ・開設日時や入所基準などの主要なサービスについて、保護者は子どもの就学前後で就労形態に変化がない中、保育園と子どもの家等でサービスに差があることから、子どもの就学後、就労に支障をきたしている人がいる。
- (4) 保育体制
 - ・子どもの家等指導員は、職としての認知度が低く、更に他の職に比べて労働時間が変則的で賃金水準が低廉であることから、子育て分野で職を求める者が、他の同業種に流れてしまっている。
 - ・指導員の雇用条件の整備や、安定した雇用を求める意見がある。
 - ・指導員に求められる資質が高度化・専門化している。
 - ・利用児童数の増加に伴うクラス分割の進展により、指導員の人数が急増している中、指導員同士の役割分担や責任の所在が不明瞭化している子どもの家等がある。

4 課題

- (1) 運営主体
 - ① 持続可能で安定した運営主体
 - ・ボランティアが担う運営判断や事務に係る責任や負担を軽減するとともに、運営主体の安定化による事業の継続性を確保する必要がある。
 - ② サービス水準の確保
 - ・本市が必要とするサービス水準を実現できる運営主体とする必要がある。
- (2) 地域の教育力
 - ・地域の教育力を取り入れた児童の健全育成を図る必要がある。
- (3) 経費とサービス水準
 - ① 各子どもの家等間の差の解消
 - ・提供するサービスや入所判断、保護者負担金について、全市的に差を解消する必要がある。
 - ② 保育園と切れ目のないサービスの継続
 - ・保護者が安定的に就労を継続するため、就学前の保育園から切れ目のないサービスの提供を継続する必要がある。
- (4) 保育体制
 - ・賃金水準や雇用主の安定化など、雇用条件の改善を行い、指導員を確保する必要がある。
 - ・指導員同士の役割分担や責任の所在を明確化し、保育体制の強化を図る必要がある。

5 検討の方向性

(1) 運営主体

- ・現行方式で得られた成果を生かしながら、将来にわたり持続可能で安定した運営が可能な運営方式について検討する。
- ・利用者の実態やニーズを踏まえた、本市が必要とするサービス水準や保護者負担金を実現できる運営方式について検討する。

(2) 地域の教育力

- ・地域活動者や保護者などの運営に係る負担を軽減し、地域の教育力を保育に活用できる方策について検討する。

(3) 経費とサービス水準

- ・すべての子どもの家等で同等のサービスを同等の負担で受けられるよう、提供するサービス水準とその負担のあり方について検討する。
- ・開設日時や入所基準、保護者負担金など、水準の設定にあたっては、保育園が提供しているサービス水準を踏まえながら検討する。

(4) 保育体制

- ・本市が必要とする保育体制を実現できる運営方式について検討する。

6 サービス水準について

サービス	子どもの家等間のサービス水準の差	保育園との差	利用者の実態・ニーズ →参考3参照
開設時間	○実施要綱に定める「基本開設時間」はすべての子どもの家等で開設している。一方で、延長時間は各子どもの家等で実施判断を行う。 【基本開設時間】 ・平日 :13時～18時 ・学校休業時・土曜日: 9時～17時 【延長時間】(18時以降は別料金) ・平日 :18時～19時 ・学校休業時・土曜日: 8時～ 9時 17時～18時 ・学校休業時 :18時～19時	○一部を除き、すべての保育園で、保育標準時間の7時から、延長保育時間の19時まで開設している。 【開設時間】 ・標準時間:7時～18時 ・延長時間:18時～19時 (18時～19時は別料金)	父親と母親の就業時間に通勤時間を加えた時間のうち、早い方(朝は、遅い方) 【終了時刻 (平日/土曜日)】 ～午後5時: /43.4% ～午後6時 :84.6%/42.8% ～午後6時30分: 8.4%/ ～午後7時 :3.6%/9.7% ～午後7時以降 :3.4%/3.3% 【開始時刻 (学校休業時/土曜日)】 午前9時～ :18.0%/22.4% 午前8時30分～:31.4%/26.8% 午前8時～ :31.9%/32.0% 午前7時30分～:14.4%/15.2% 午前7時～ :2.6%/2.9% 午前7時以前～: 0.4%/0.7%
開設日(休業日)	○土曜日開設について、各子どもの家等が保護者のニーズに応じて、実施の是非を判断することになっている。○夏期休業期間の月曜から土曜の6日間を本市実施要綱で休業日としている。 【実施要綱上の休業日】 ・日曜日、祝日 ・12月29日～1月3日 ・夏期休業期間中の6日間	○定められた休業日以外はすべて開設日としている。 【休業日】 ・日曜日、祝日 ・12月29日～1月3日	【土曜日開設】 土曜日に両親とも就労している世帯:22% 土曜日にひとり親が就労している世帯:6% 【夏期休業の6日間】 利用者アンケート調査の自由記載欄において「日曜・祝日・お盆にも開設してほしい(17件)」との意見がある。
入所基準	○運営の状況や指導員の配置状況に応じて、利用頻度が少ない場合の利用の可否や長期休暇期間中のみの利用の可否、障がいを持つ児童の利用の可否など、各子どもの家等が独自に入所判断を行っている	○市が定める基準により、保育の必要性が高い世帯から利用調整を行い、選考している。	利用者アンケート調査の自由記載欄において、「高学年まで入所できるようにしてほしい(50件)」、「長期休暇時のみの利用をできるようにしてほしい(37件)」、「クラブごとに異なる入所基準を統一してほしい(18件)」との意見がある。
保護者負担金	○各子どもの家等が独自に金額設定をしている。○H29から生活困窮世帯へ5,000円/月を助成する保護者負担金助成制度による応能負担を導入している。 【保護者負担金】 ・最高:10,000円・最低:5,500円 ・平均: 7,323円	○市が定める基準に基づき、市民税所得割課税額により保育料を算出している。 【階層】 世帯所得に応じた0円～27,000円までの16階層の応能負担	保護者の49%が「サービスは現状維持でよいので、保護者負担金も現状維持にしてほしい」と回答している一方で、それと同程度の46%の保護者が「サービスが拡充するならば、ある程度なら保護者負担金を増額してもよい」と回答している。また、現在、保護者負担金が低廉に設定されている子どもの家等利用者ほど、増額してもよいとの回答が多い。 ・～6,000円:49% ・～7,000円～:48% ・～8,000円:44% ・～9,000円～:40% ・～10,000円:30%

7 運営方式

○引き続き、公設民営方式を継続するものとする。

- ・行政と民間が適切に役割分担を行い、民間のノウハウを生かしながら、安定した運営の下、公平なサービスを適切に提供できる。

	公設公営	公設民営	民設民営
メリット	・行政が運営と責任を担うことにより、安定した運営の下、公平なサービスを適切に提供できる。 ・行政が事業の実施主体となるため、小学校区単位での設置や子ども・子育て支援事業計画など、本市施策を反映することができる。	・行政と民間が適切に役割分担を行いながら、民間のノウハウを生かすことができる。 ・適切な運営主体を選定することにより、安定した運営の下、公平なサービスを適切に提供できる。 ・行政が事業の実施主体となるため、小学校区単位での設置や子ども・子育て支援事業計画など、本市施策を反映することができる。	・民間のノウハウを最大限に生かした、柔軟な運営とサービス提供ができる。
デメリット	・各子どもの家の状況や実情に応じた柔軟な運営やサービス提供に支障がある。	・行政と民間の運営やサービス提供に係る負担や責任のバランスを確保する必要がある。	・民間が行う事業に対する補助であるため、小学校区単位での設置や子ども・子育て支援事業計画など、本市施策を反映しづらい。
	△	○	×

8 運営主体

○公設民営方式の運営主体について、各々の主体による運営の特徴を整理する。

	現行どおり	運営委員会へ支援強化	運営委員会のNPO法人化	株式会社、社福法人、NPO法人
安定した運営	・運営判断や運営責任が負担になっている。 ・後継者の確保が困難になっている。	・市の支援を強化しても、運営判断や運営責任が残る。 ・市の支援による負担軽減により、これまでより、事業の継続性は高まる。	・NPO法人が業として運営判断や運営責任を果たす。 ・NPO法人化により、事業の継続性は高まる。	・株式会社等が業として運営判断や運営責任を果たす。 ・委託期間の切替時や経営方針転換などのリスクに備えることで事業の継続性を確保できる。
地域の教育力	・放課後子ども教室を一体的に運営できる。 ・運営委員会により地域の教育力を生かした保育ができる。	・放課後子ども教室を一体的に運営できる。 ・地域主体のNPO法人により地域の教育力を生かした保育ができる。	・既存の運営委員会が放課後子ども教室を運営できる。(株式会社等と連携)	・既存の運営委員会が地域の教育力を生かしながら、保育への協力ができる。
経費とサービス	・運営委員会が提供するサービス水準に差がある。 ・保育に関する知識や経験に差がある。 ・市が必要とするサービス水準の確保に苦慮する運営委員会がある。	・法人化する際に、サービス水準の確保と保育に関する知識経験を条件付けることにより、サービス水準の確保が期待できる。	・株式会社等が業として運営するため、サービス水準の確保が期待できる。 ・民間のノウハウを生かした児童の健全育成が期待できる。	
保育体制	・指導員の確保や労務管理が負担になっている。 ・指導員の賃金水準や雇用条件は運営主体(運営委員会、NPO法人、株式会社等)により異なる。	・NPO法人が指導員確保や労務管理を担う。	・株式会社等が指導員確保や労務管理を担う。	